

料金体系

C&Y社労士事務所

報酬

- 当事務所の報酬について
- 報酬は、お客様の「労務管理と勤怠管理の状況」「業務の内容」「従業員数」「契約スタイル」など、状況ごとに異なります。

ご希望を伺った上で、

見積書とプランをご提示します。

私たちの特徴

- ①労働基準監督署の臨検、是正勧告の対応実績が多数あります。
- ②難易度の高い規程の改訂もお任せ頂いている社会保険労務士です。
- ③労務の専門として、法律だけでは解決が難しい労務の困りごとともご相談頂いています。
いっしょに取組み、貴社の負担を減らします。

就業規則作成 目安の報酬

就業規則作成・整備 のサポート	報酬額(着手金)	月額料金(2回目から)
①規程作成とヒアリング ②労務相談とアドバイス ③規程の使い方とアドバイス	66,000円	33,000円 コース
		44,000円 コース
		55,000円 コース

コース別 選択の目安

コース	会社の現状検討	対 策	面談	難易度
33,000円 コース	①担当者の有無 ②労務管理・勤怠管理 の状況	①労基署等リスク ②訴訟等リスク ③割増賃金及び 勤怠管理 ④人材確保	3回	低
44,000円 コース	③パワハラ・セクハラ等 職場環境		4回	中
55,000円 コース	④必要となる規程の数 など検討の上、お見積り		5回	高

就業規則

新規作成および改訂

プラン名称	内容	料金
①小さな会社 就業規則プラン	小さな会社に適した規程作成	88,000円～ お見積り
②スタンダード 就業規則プラン	当社オリジナル規程をベースに貴社に適した規程作成	165,000円～ お見積り
③フルオーダー 就業規則プラン	変形労働時間制や懲戒規定など会社の特徴が強く、労務管理などが難しい会社に適したプランです。	330,000円～ お見積り
④小規模 就業規則改訂プラン	法改正等の通常レベルの改定	1規程につき 33,000円～ お見積り
⑤大規模 就業規則改訂プラン	難易度が高い規程の変更作成	1規程につき 55,000円～ お見積り

労務相談(アドバイザー)

相談顧問

従業員数20人未満・・・月額 11,000円から

従業員数50人未満・・・月額 22,000円から

従業員数100人未満・・・月額 44,000円から

サポート内容

法改正情報の提供ほか貴社に応じたサポート
電話・メールによる労務相談

訪問や面談(遠距離Zoom)は別途見積致します。

給与計算

- ・ 給与計算について
- ・ 「従業員数」・「給与締め日」・「給与支払日」の期間など「入退社の頻度」により多少異なります。

基本料金(消費税込み)

従業員数	～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人
料金	16,500円	22,000円	27,500円	33,000円	38,500円
従業員数	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人
料金	44,000円	49,500円	55,000円	60,500円	66,000円

- ・ 初期導入手数料は基本料金の2ヶ月分を頂いております。
- ・ 勤怠集計が必要な場合は、別途従業員1名につき1,000円を頂いております。
※なお、変形労働時間制やフレックスタイム制は、1,500円以上からとなります。
- ・ 従業員数には、事業主、役員、パート・アルバイト等を含みます。
- ・ 賞与については、別途1か月分の料金を頂いております。※詳細はお見積り致します。

労務相談＋手続顧問パック

- 給与計算は自社で行い、労務相談に加え、複雑で面倒な入退社手続、労働・社会保険などの各種手続きを代行致します。

基本料金(消費税込み)

従業員数	～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人
料金	22,000円	33,000円	44,000円	55,000円	66,000円
従業員数	51～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100人
料金	77,000円	88,000円	99,000円	110,000円	121,000円

顧問契約に含まれる業務

- (相談)・・・労働法、社会保険法に関する相談。労働条件に関する相談。従業員採用に関する相談。その他、労働保険、社会保険に関する相談。
- (手続き)・・・入退社時各種保険(厚生年金・健康保険・雇用保険)加入・喪失手続労働保険申請手続(労災等)。社会保険申請手続(出産・傷病等)。その他、労働保険、社会保険に関する手続※詳細はお見積り致します。

労務相談＋手続顧問パック

- ・社労士事務所の業務は多岐にわたります。そのため、契約時に含まれる業務と別途費用がかかる場合がございます。

顧問契約に含まれる業務

- (相談)・・・労働法、社会保険法に関する相談。労働条件に関する相談。従業員採用に関する相談。その他、労働保険、社会保険に関する相談。
- (手続き)・・・入退社時各種保険(厚生年金・健康保険・雇用保険)加入・喪失手続
労働保険申請手続(労災等)。社会保険申請手続(出産・傷病等)。その他、労働保険、社会保険に関する手続

顧問契約にふくまれないもの(別途費用がかかります。)

- ・就業規則作成・変更
- ・労働・社会保険の新規適用および年度更新、算定基礎届の提出
- ・役所調査対応
- ・助成金申請
- ・給与計算
- ・個人に関する業務(年金請求)など 他各種研修及びコンサルティング業務

※詳細はご契約時にも説明させていただきます。

厚労省 助成金申請メニュー

①スポット契約	助成金受給額の20%
②顧問契約	助成金受給額の15%
③その他 申請代行	助成金受給額の18%

※助成金受給額の報酬は、別途消費税を加算した額を頂戴いたします。

※③その他 申請代行とは、労務コンサルティングや就業規則の変更など別途費用が必要な場合を指します。

※上記サービスは、会社ごと助成金ごとに状況が異なるため、ヒアリングの上で お見積りさせていただきます。

※労務管理や勤怠管理(労働基準法に則った、「法定3帳簿」や「36協定の届出」など)が不適切である場合、先にその改善を行って頂くことが必要です。

(不正受給等の防止)

給与計算 プラス

- 給与計算は、会社にとって人件費や適切な給与額の検討など必要不可欠なものです。
人事労務コンサルティングを行います。

①人件費と生産性の把握

②残業代が法律に合っているかの把握

③労働時間などの的確な把握の方法

他、会社が支払うコストなど無駄の把握

人事制度導入プラン

労務管理の専門社会保険労務士だから
法律もクリアーした人事制度の構築と運用

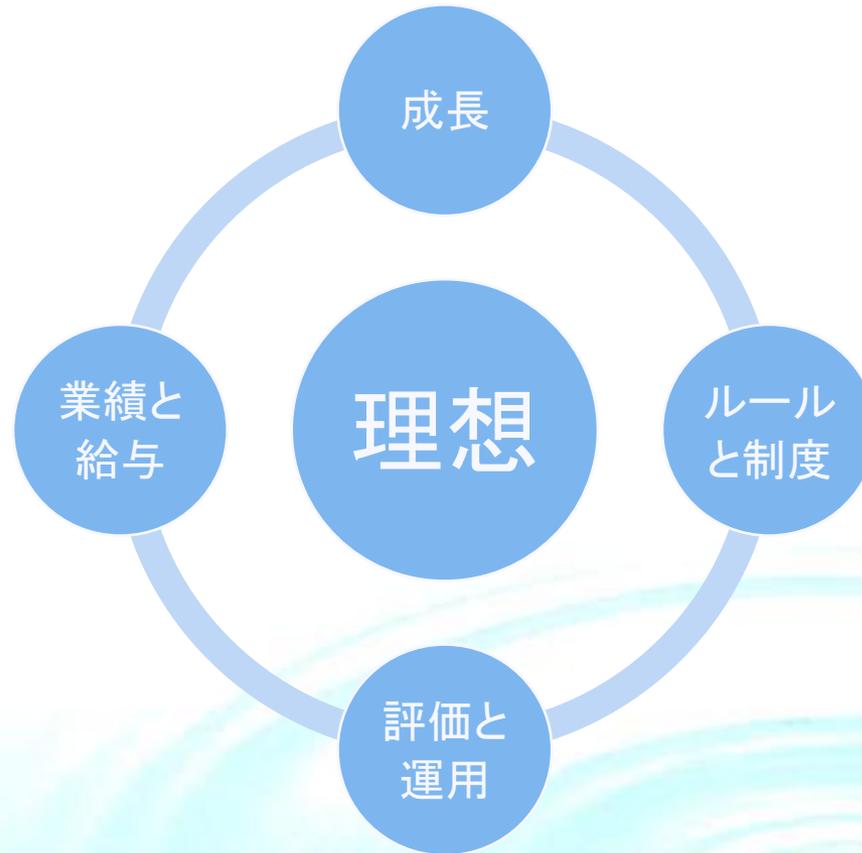
A4一枚に「評価項目」「具体的な行動」をまとめ
「かんたん」「わかりやすい」「運用しやすい」
評価制度のコンサルティングが

1クール(月1回 2時間のコンサルティング)

(10か月)

33万円～(相談)

「成長」へとつながる職場支援



- 理想に近づくよう、職場環境づくりをサポート